



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公共理性と正義感覚による主体的正義論 : ロールズ正義論の拡張可能性についての一試論 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	江, 楠楠
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11153号
Issue Date	2013-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54638
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Jiang_Nannan_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 江 楠楠

	主査	教授	長谷川 晃
審査担当者	副査	教授	尾崎 一郎
	副査	准教授	郭 舜

公共理性と正義感覚による主体的正義論 ーロールズ正義論の拡張可能性についての一試論ー

I. 論文の要略

本論文のテーマは、現代正義論の嚆矢であるジョン・ロールズの正義論について公共理性と正義感覚の議論を基軸にした再解釈を試みることである。申請者の問題関心は出身国たる中国における格差問題についての法哲学的考察、この見地からのロールズ正義論の意義の再検討、そして初期段階にある中国におけるロールズ研究の深化である

序章「中国社会の現実と現代正義論」においては、申請者は中国現代社会における格差の事例の根源を構造的差別に求め、ロールズを手かがりに中国の事情に即した正義論研究の必要性を説く。第1章「ロールズ正義論の拡張可能性のための哲学的再考」では、申請者はロールズ再考の準備作業として現代正義論や平等論の意義や限界の再検討を行う。第2章「ロールズ正義論の発展性」では、申請者はロールズの理性概念の変容を跡づけつつ、公共理性の性格および人々のアイデンティティに係る文化基盤の問題の重要性を指摘する。第3章「公共理性に支えられたリベラルな政治文化の基礎的考察」では、申請者は公共理性とリベラルな政治文化の関係をめぐるロールズの議論から、リベラルな政治文化の内的動因たる人間の主体性に着目し、その基点を正義感覚に求める。第4章「正義感覚とその開かれた理解」では、申請者は正義感覚を市民的主体性の観点から再検討し、ロールズの言う正義感覚は正義原理の構成と受容の過程全体を司り、リベラルな政治文化と連動して人々の自由を保障すると論ずる。第5章「再認による主体的関与」では、申請者は異なる背景的文化を認容する際の人々の承認をめぐって、ロールズの言う互惠的承認が正義に係る再認と捉え直され、その手続的条件としての主体的関与の原理が人々の判断や行為を社会的に結合し、平等へのコミットメントを形成し、市民的配慮の関係を築くと論ずる。そして、第6章「社会的正義への主体的関与」では申請者が抱く正義感覚の構想が述べられ、正義感覚は制度構築による間主体的関係への端緒となり、それを推進する主体的関与の原理の働きが主体・内容・時間的条件・空間的条件・強度・方略等の次元に即して提示され、その一例として法的な平等判断が論じられる。最後に、結語において、申請者は本論文でのロールズ再検討は正義の新たな理解をもたらし、中国における様々な格差問題の解消のための理論的基点となるとする。

II. 評価

本論文について、審査委員会は論文の吟味と申請者への口頭試問を行い、次のような評価に達した。まず、申請者は四年間の中国政府奨学金を得て本研究科博士後期課程に編入学したが、この間に申請者は初学者の段階から日本語習得に多大の努力をなしつつ研究を進め、日本語による専門的な論述・議論が行えるまでになったことが評価される。

本論文の学術的意義は大きく次の二点にまとめられる。第一に、本論文は、中国の社会問題に係る問題意識からそれにレヴェアトな正義をめぐる法哲学的問題関心を有し、かつ欧米中心の正義論の文化的文脈を見定めながら中国における正義の新たな展開の条件や可能性を模索するという明確な見通しに貫かれ、その最も重要な素材としてロールズ正義論を取り上げ、再検討しながら展開を試みる。第二に、本論文ではロールズ正義論の理解に係る三つの重要な問題提起が示されている。その一はロールズ正義論の歴史的変遷に関する統合的な解釈視点の提示であり、これは、ロールズ前期の正義の哲学的根拠づけと後期の欧米の立憲民主主義的な政治文化を反映するモデルとして相対化された正義論の間には理論的スタンスの後退があるという通説的理解の再考を促す。その二はロールズの正義原理における等しい自由の原理の新たな解釈で、申請者によればこの原理には単なる市民的自由の保障のみならず尊厳の平等への志向がすでに含まれており、それを構造的差別の解消という問題への手がかりにできる。そしてその三は正義感覚論の再評価と正義への主体的関与の原理という構想の開拓である。申請者はロールズの正義感覚論の批判的理解と再考の必要性を提起するが、そこではさらに理性と感情の相互作用、公共理性の働きと問主体的コミュニケーション、リベラルな政治文化が有する平等志向などを正義感覚理解に結びつけ、そこにロールズにおける市民的主体性の積極的評価を看取できるとし、広範な形で正義感覚論の重要性を論ずる。

以上のような有意義な問題提起や論争的な試論を含む本論文であるが、半面では問題点や課題が残されている。まず日本語に関しては、申請者の努力にも拘わらず、論文や口頭試問において文法上の誤りや概念的厳密さを欠く言葉の使用も見られ、そのことで理論的な混乱やミスリーディングな議論が散見される。学術的論点に関しては、特にロールズの正義の第一原理における新たな力点の提示や正義感覚論の再構成について、着想を説得的に根拠づけるのに十二分な論証がされているわけではないという問題がある。前者については、申請者がロールズの様々な著作や参考文献等の断片から些か強引な解釈を行っているところもあり、テキスト解釈として仕上がっていない面がある。後者は一般的なテーマとしても困難な問題であるが、申請者の正義感覚をめぐる諸概念の理論的関連づけには荒削りなところも残されている。関連して、本論文には法の妥当根拠論や最近の脳神経科学的感覚論の整理等も挿入されているが、これらのレヴェアンスは再考が望ましい。最後に、本論文での考察は中国の社会問題との関係では抽象的次元に止まっており、それが含意しうる制度改革の方向性について明確とは言えないところが残る。また、正義論一般の文化的文脈的相対性、社会的・経済的格差に係る中国社会の歴史的・政治的要因や独自性とその方向性、公共理性の涵養と秩序形成のあり方、正義感覚の概念の深化と具体的な適用など、なお学問的な課題は多い。

しかしながら、これらの点は、本論文によって基本的な視座を固めた申請者が帰国後の活動の中でさらに一つずつ究めてゆくべきものであると思われる。従って、審査委員は全員一致で、申請者は本論文において今後のさらなる研究やその他関連する活動を展開する礎となる学識を獲得したことを示しており、博士号を授与することができると判断した。

以上